



ジャパン・スポットライト 日本のキーパーソン 独占インタビュー  
(インタビュアー：豊田正和)

2024年8月26日インタビュー実施

Japan SPOTLIGHT 2024年11/12月号に英文記事掲載

(URL: [https://www.jef.or.jp/journal/pdf/258th\\_Exclusive\\_Interview.pdf](https://www.jef.or.jp/journal/pdf/258th_Exclusive_Interview.pdf))

## 「継続する地政学的リスクの中で、「法の支配」について考える」

武力による現状変更という形で行われたロシアのウクライナ侵攻から、3年近くが経過しようとしている。「法の支配」という基本的な国際秩序への挑戦ということで、ロシアに対する経済制裁が、今も継続している。「法の支配」を貫くためには、侵略者は法廷で裁かれなければならない、というのが正論だ。国際刑事裁判所は、そのための法廷である。

2024年3月、その国際刑事裁判所の所長に就任された赤根智子氏に、「ルール志向の国際貿易システム」の再建を目指す弊財団の豊田会長が、お話を伺った。

### 国際刑事裁判所とは？

**豊田** 国際刑事裁判所はプーチン大統領を戦争犯罪人として逮捕状を出したと報道され、一躍注目を浴びました。加えて、その裁判所の所長が日本人の女性であることから、日本にとっては、このような言い方をして恐縮ですけれども、「Nice surprise」でありました。

今回は、「日本のリーダーから聞く」シリーズの5人目となります。同裁判所の赤根智子所長をお招きしてのインタビューとなります。

まず、国際刑事裁判所(ICC)の役割からお話を伺いたいと思います。国際刑事裁判所とは一体何か。一般の方には国際司法裁判所(ICJ)との違いはなかなか分かりにくいのですが、この点から伺いたいと思います。もし、その二つが違うのであればICJに加えてICCができた由来もお話いただければと思います。

**赤根** 国際司法裁判所は国連の下にある裁判所で、70年以上の歴史があります。第二次世界大戦後にできたのですけれども、その源流は第一次世界大戦の後、国際連盟の時代にさかのぼります。

ICJは、国と国との争いを裁判で解決する。例えば国境争いについて、国と国がICJに裁判をしてくれ、国境線を決めてくれと、言われて決める裁判所です。

今もウクライナやガザの件について、国と国が争って裁判をしていますけれども、それはあくまでも「国家の行為」が武力不行使原則やジェノサイド防止義務違反等の国際法上の違法行為に当たるのかどうかということについて裁定をするということです。

国際刑事裁判所は条約によってできた裁判所ですので、国際連合の下にはありません。国際連合とは一定の関係があり、国際連合に入っている国々が相談してこのような裁判所をつくろうということになったのですが、条約でつくられたので、条約に入った国だけがICCの締約国になることがまず、ICJとは違います。

また、決められた地域に起きた決められた犯罪について、それを犯した個人を刑事的に処罰するためにつくっている裁判所ですから、あくまでも裁判所が個人に対して裁判を行います。

第二次世界大戦が終わったときに、ニュルンベルク裁判や東京裁判など、戦犯を処罰するための刑事裁判の法廷が開かれましたけれども、そこに源流を持つものです。要するに、戦争犯罪などは国が起こすわけではなく、国の一部の個人が起こすものだから、その個人を処罰しないと始まらないという考え方からできたものです。

旧ユーゴスラビア国際刑事法廷やルワンダ国際刑事法廷という刑事法廷が1990年代に相次いでつくられました。そこは、例えば旧ユーゴスラビアなどにおける戦争犯罪や人道に対する罪だけを裁くための裁判所で、そこだけの事件を解決する裁判所でした。そうではなくて、全世界に通用するような普遍的な裁判所をつくろうということのできたのが、ICCになります。2002年から活動を始めています。

**豊田** 国連ではつくれるから国連の外につくったということですか。

**赤根** つくれることはありませんでした。ICCをつくるときに、国と国の争いを裁く裁判所であるICJとは別に国連の下で刑事裁判所をつくろうかという話もありました。ただ、そうすると、国連の中のいろいろな政治的な思惑が刑事裁判に影響を与える可能性があるので、国連という政治の舞台ではなく、独立した裁判所をつくったほうが良いという意見があって、あらためて条約でつくろうということになったようです。

根拠規程として働くローマ規程を批准(ratify)するような形で入ってくれている国だけでできています。

**豊田** 国連は安全保障理事会において常任理事国の拒否権が発動されることが、特に今は非常に多くなっているために機能不全に陥っています。国連の下にある国際司法裁判所ではできないことを狙ったわけではないのですか。

**赤根** 国際司法裁判所とは管轄や内容など、機能が全く違います。ICC は個人を処罰することだけを目的につくられており、ICJ は刑事罰を課すものではありません。ICJ とは別に、戦争犯罪などをした人を処罰しなければいけないということでできた裁判所が ICC です。そこ自体は、国連でできないからという理由ではありません。

**豊田** では、そのためにつくったわけではないけれども、結果として、今のように安全保障理事会が機能しなくなっているときにはそれと関わりなく、個人を追及することができるということですね。

**赤根** そうです。

**豊田** それは非常に意味があろうかと思います。

ロシアのウクライナ侵攻と、ガザへのイスラエルの攻撃について、この二つへの G7 の態度が異なっているがゆえに二重基準という批判が起きています。国際刑事裁判所は、今のお話では別にそこを意識したわけではないけれども、結果としては二重基準を否定するように見えるのも事実だと思います。プーチン大統領の他、イスラエルやハマス幹部にも逮捕状請求を行っていると聞いていますから。ところで、プーチン大統領に対する逮捕状発令の理由は何ですか。どのような根拠で逮捕状を出したと考えたらいいのでしょうか。

**赤根** ローマ規程に細かく規定がありますがけれども、国際刑事裁判所は基本的に、戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド罪、侵略犯罪という四つの罪を犯した人を処罰するというので、それを犯したかどうかだけが問題なわけです。われわれとしては、罪を犯した人の国籍に関係なく、犯罪自体に着目して処罰するようにしています。

逮捕状を出すにあたっては、まずその要件を満たすことですが、それについては基本的には被疑事実という要素があります。被疑事実とは、検察側が、ある被疑者がこのような事件を犯したと認める証拠があるということで逮捕状請求をするわけですが、裁判官の側では、本当にその事実があったのか、証拠でそれが認められるのかをまず審査して、その後、逮捕状を出す必要があるかどうかを考慮して決める、つまり、我々は、その理由があるのかなのかを法と証拠に照らして検討します。ですから、逮捕状の要件と必要性が備わっているかどうかを検討して、出すことを決めます。

プーチン大統領の場合は子供たち、あるいは大人たちを占領地域から理由なく連れ去ること自体が、戦争犯罪になる。かつ、検察官が裁判部、裁判官に対して、見合う証拠があったと持ってきたこと、更に、同じような行為を続けているとか、裁判所に出頭する見込みがないとか、そのようなことから、逮捕状を出す必要性があって逮捕状を出したということになります。

**豊田** イスラエルに関して、少なくとも検察局は請求していると伺いました。この四つの犯罪に関して議論がなされていることは事実でしょうか。

**赤根** そうです。今、裁判部の予審部の裁判官が、理由、つまり要件と必要性があるか、まずは事実があるかを証拠に照らして見て、逮捕状を出す必要があるかどうかを検討しています。

**豊田** 逮捕状は出すけれども強制力はないということですか。それとも、ローマ規程を承認している参加国は、逮捕状が出れば逮捕しなければいけない義務のようなものはあるのでしょうか。

**赤根** 一般的に言うと、逮捕状が出されている人が締約国にいる場合、その締約国はその身柄について ICC に引き渡さなくてはならない、逮捕して引き渡さなければいけないという法的義務はあります。

**豊田** 赤根所長は、「ICC は正義を守る。正義がなければ持続的な平和・秩序はない。持続的な平和は法の支配によってのみ導かれる」と言われています。日本には戦争を放棄した憲法があります。したがって、岸田政権を含め歴代政権は、パワーではなくルールによって国際秩序を維持すべきと言っています。ところが、国連も WTO も、残念ながら機能不全に陥っています。

裁判所長としてのお考えというよりも個人としてのお考えになるかもしれませんが、国連も WTO も機能不全であるこの状況について、どうお考えでしょうか。まさに国際刑事裁判所は、米国、ロシア、中国が締約国でないがゆえに法の支配を前面に出せるとお考えでしょうか。

**赤根** どのような国際機関だろうと、たぶん、それぞれの機能を果たしているところもあれば果たせないところもあるということだと思います。

国際刑事裁判所に関しては、国連とは直接関係がないので、締約国に支えられて、その範囲内で法の支配は前面に出せると思います。

**豊田** 赤根所長はローマ規程は不完全と言っていますが、それはなぜでしょうか。どのように補うのが望ましいのでしょうか。

**赤根** 不完全というのは、法律的な意味で不完全という意味です。ローマ規程の条文は 128 条までしかないのでありますが、そこに、日本で言うところの憲法、刑法、刑事訴訟法、裁判所法、検察庁法などなど、ICC の法の内容が全部含まれています。ですから、解釈の余地も非常に広くて、裁判官の間でも議論になることが多いです。

例えば「証拠能力」と刑事訴訟法などでは言うのですけれども、この証拠を裁判に使えるかどうかについて、日本などでは細かい規定が置かれていますが、それが置かれていなくて、裁判官に任されています。そうすると、裁判官もいろいろなバックグラウンドの人がいますので、どう解釈すべきかということで、裁判官同士の争いの元になってしまう。判例で決め

ていかなければいけない部分が多すぎるのです。

そのような意味では、もう少しきちんとした条文があったほうが良いと思います。

それから、先ほど四つの犯罪（戦争犯罪、ジェノサイド罪、人道に対する罪、侵略犯罪）があると言いましたけれども、侵略犯罪については、後で補充された条文によって今は判断されるようになっていて、非常に使いづらい規定になっています。

例えばですが、二つの国でどちらかの国がどちらかの国に軍事侵攻し、侵略罪を犯した場合、両方ともが締約国ではないと、まず発動できません。他の犯罪は、どちらかの国が締約国であれば発動できるという仕組みになっていますけれども、侵略犯罪はそうではありません。

それから、侵略犯罪の改正規定を批准した国及びその国民が行った侵略行為についてしか管轄権を行使できません。つまり、侵略犯罪が発効したのは 2018 年ですけれども、それ以前から加盟していても、あらためての「この侵略犯罪条文を私たちも使います」と批准しないと、その国との関係では使えません。ですから、ほぼ使える国がないのです。そのような使い勝手の点でも欠陥があります。

ウクライナの問題でいうと、ロシアがウクライナに一方的に軍事侵攻したので、本来的には侵略犯罪も想定される状況ですけれども、現時点では両方とも ICC の締約国ではないということで、そもそも使えません。

そうするとどのようなことが起きるかという、ウクライナは「侵略犯罪を裁く特別法廷を新たにつくって、ロシアの侵略犯罪を裁くべきだ」という主張をし始めて、今もしています。従って、ローマ規程は、完成した法律として機能するようにはできていません。

**豊田** より完成した法律にしようという動きはありますか。

**赤根** あることはあるのですが、これは条約ですので締約国が納得しないと変えられません。改正にはかなり難しい手続きが必要で、まず 3 分の 2 は賛成しないといけないし、その後で、各国ともに国内での批准の手続きが要るということになっています。従って、規程の条文を変更することはかなり難しいのが現実です。

特に侵略犯罪に関しては各国とも利害があり、多くの国が軍隊を持っていますし、そうした国が何らかの理由でどこかの国に兵を出すときに、侵略犯罪として簡単に決められたらたまりません。そのようなこともあって、なかなか発動しやすいような条文をつくりたがらないのです。

2010 年に条約の条文が変更されて、侵略犯罪についての細かい規定ができましたけれども、そのときも大きくもめました。一応できましたけれども、それを発効するまでに 7、8 年かかりました。さらに、日本はそれに対して批准していません。

**豊田** 赤根所長は、ICC は「判決までに 7～8 年かかるのは長すぎる」とおっしゃったと伺いました。裁判の効率化・迅速化を図るということだと思います。どうしたら、効率化・迅速化を図れるのでしょうか。

ある意味で、WTO も遅すぎるといふ議論があります。遅くしているのはいろいろな理由があると思いますけれども、迅速にできるかどうかは非常に重要だと思います。

**赤根** 長くかかる理由としては、やはり複雑な事件が多いことと、証人が多いこと。捜査が十分にできないので、非常に薄い証拠をたくさん重ねて裁判をするということで時間がかかってしまうという、技術的な問題が多いです。

あとは、裁判官たちがそれぞれ異なった意見を言うものですから、判決自体が長くなります。判決書が 1000 ページぐらいになったりするので。1000 ページというと、検察側や弁護側からの様々な意見を踏まえて、それを裁判官同士で何度もいろいろな形で検討して出すという過程が長くなります。

その迅速化を図るといふことは、裁判官や検察官のマインドセットを変えていかなければならないので、そう簡単ではありません。ただ、他方でやはり複雑な裁判なので、ある程度の時間がかかるのも仕方がないということがあって、制度改革をするにしても、1、2 年でできるものではないということです。

一つ指摘すると、締約国がもっと ICC の検察局がやっている捜査、証拠集めとかに協力して、良い証拠がたくさん集まれば、良い証拠で裁判できるので、迅速化できます。要するに、直接の目撃者などの証言であれば 2 人でできるところを、その目撃者の目撃者のような人を証人に呼んでくるとより多くの証人や証拠を検討する必要があるということです。

もっと締約国が協力してくれて良い証拠が集まれば、早い裁判も可能になるのではないかと思います。また、逮捕に協力してくれるとか、いろいろな協力がもっとできていけば、迅速化や効率化も図れます。

それから、ICC には日本人があまりいませんけれども、日本人の検察官や裁判官は非常に優秀だし、警察の人も優秀なので、そのような人たちがもっと ICC に入ってくれば違ってくるのではないかと思います。

**豊田** むしろ日本人は貢献できるということですね。

**赤根** できると思います。

**豊田** プーチン大統領に逮捕状を出すところまでは比較的短い期間でできたように思うのですが。

**赤根** これも事例によって、もっと早い事例もありますし、もっと遅い事例もあるので何とも言えません。

**豊田** プーチン大統領の場合はどのくらいかかりましたか。

**赤根** 約 1 カ月です。もっと早いものもあります。

**豊田** ちなみにイスラエルは、締約国に入っていますか。

**赤根** 入っていません。ただ、パレスチナが入っています。パレスチナは国連のオブザーバー国ですから、一応、ICCに入れる資格があると見なされて入っています。

**豊田** どのぐらい時間をかけてやるかということについては、WTO では、審査機関に上限を設けています。それを守られていないことが、一部の国の不満となっています。

**赤根** ICC の場合は、逮捕状を出すことについては、そのような時間の制限はありません。第一審裁判部の判決や犯罪事実を確認する予審裁判部の決定等、一部一定の時間制限が定められているものもあります。

## アジア太平洋地域と ICC

**豊田** 話が大きく変わって、今度はアジアの話をさせていただきます。赤根所長は、アジア太平洋の国々がローマ規程に関心が薄いことを懸念しているように思います。何か理由があるとお考えですか。改善すべく、どんな取り組みをされていますか。そもそも関心が薄いことを懸念されていることは事実ですか。

**赤根** はい。

地域が五つの地域に分かれていて、アフリカ、アジア、中南米、東ヨーロッパ、そして五つ目が「西ヨーロッパおよびその他」です。西ヨーロッパだけではなく、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドも「その他」に入っています。いわゆる西欧です。カナダもオーストラリアもニュージーランドも締約国です。ただ、そこはリージョンとしてはアジア太平洋地域には含まれていません。

アジアリージョンが、一番加盟率が低いです。加盟できる国は 54 くらいありますが、19 しか入っていません。アジアといっても広くて、太平洋諸国も入っていますし、キプロスやトルコなども範囲内です。ヨルダンが締約国ですけれども、イスラム系の国はあまり入っていません。

**豊田** なぜ加盟率が低いのでしょうか。

**赤根** やはり歴史的なものではないかと思います。西洋の人たちが中心になった理由は、2 回の世界大戦を経たのがヨーロッパで、もうこりごりしたということから恒久的な国際刑事裁判所をつくらうという機運が生まれたからです。

オランダもそのような観点から裁判所を招致したので、私たちは今オランダにいるわけですから、オランダにあるということは、他のヨーロッパ諸国から非常に近いわけです。そうすると、ICC にも来やすいし、各国内での関心も起きやすいということになります。

また、アフリカなども比較的入っています。アフリカはやはりヨーロッパとのつながりが強いので、ヨーロッパから入るように勧められることもあったのだと思います。またアフリカにはアフリカ地域を管轄する人権裁判所もありますし、刑事・人権関係の制度は少なくとも形式的には比較的整備されています。かつ、アメリカは ICC に期待していました。つまり、自分たちではなかなか裁けないので、そのようなものを ICC が裁いてくれることに期待していました。

ではアジアはというと、まず、アジアの国には均一性がありません。本当にさまざまで、まとまりがない。ヨーロッパのように EU としてまとめられるような土壌もないし、アフリカのように AU としてまとめられる土壌もない。中南米にもかなりいろいろなまとまりがありますが、アジアにはそもそもそのようなまとまりがなく、バラバラです。

ICC から遠くて、それができた頃に、アジアでの大きな国際的な武力紛争が起きていないので、関心を持てる機運もあまりありませんでした。

それから、国王がいる国が多いです。要するに国のトップに捜査が及ぶのではないかとという懸念もあるのではないかと想像しています。

**豊田** 懸念されていて、改善したいと思っているということで、何かされていますか。

**赤根** ICC は締約国によってつくられているので、これは締約国の義務です。締約国が締約国を増やすのが本来の義務ですから、締約国会議が率先して行っています。ただ、締約国会議でもアジアが少ないこともあって、アジアの国の加盟促進にあまり活発ではありませんでした。ですから、私が所長になってからはそれを活発化させるべく、締約国会議などにも働きかけています。

また、アジア各国の大使館がオランダにもありますし、ニューヨークにもありますし、ブリュッセルにもありますけれども、そのような主要な国に行ったときに、入っていない国も含めてその大使の人たちを集めて、「入ってください」と言うような活動はしています。

**豊田** 日本はもともとパワーがない国ですから、法の支配を強調する以上は、言葉ではなくそのような努力は、日本はむしろすべきだと、私も思います。その点はいかがですか。

**赤根** 太平洋・島サミットという太平洋島嶼国を集めた会議が3年に1回あるのですが、そこで上川外務大臣も島嶼国の人たちにぜひ ICC に入るべきだというようなことを言ったとおっしゃっていました。また、多国間協議のときなどにもそのような話はしてくださっているようです。

**豊田** ヨーロッパは二つの大戦があり、何らかの形でアフリカも巻き込まれました。今は、アジアとアフリカのどちらが安定していますかと言われると、相対的にアジアのほうが安定しているように思えるのも事実です。そのような意味では、アジアが恵まれているからこそ関心が低いというところもあるのでしょうか。

**赤根** そこは分かりません。ただ、例えばミャンマーのロヒンギャ問題など、アジア地域でも問題はいろいろとあります。フィリピンも ICC の捜査対象となっているわけで、ないとは言えません。ただ、やはり意識は低いです。

**豊田** やはり一種の啓蒙は要りますよね。

**赤根** はい。これは ICC の責任でもあって、締約国としての日本の責任でもありますけれども、広める努力を今まであまりしてこなかったのが、そこはやるべきだと思います。

**豊田** 上川大臣も締約国の拡大について努力していると思いますけれども、財政支援という意味でも日本は比較的やっていると考えていいですか。

**赤根** 予算に対する拠出金割合が、去年、日本は 15.4% で 1 位でした。そのような意味では最大の拠出国で、最大の貢献国と言われています。

**豊田** 2 番目、3 番目はどこですか。

**赤根** 2 番目はドイツ、3 番目はフランス。結局、UN の分担金の算出方法に従ってやっているのだから、アメリカと中国は入っていませんから、当然のようにそうなります。

**豊田** オーストラリアはいかがですか。

**赤根** オーストラリアは 10 番目で韓国が 6 番目に入っていると思います。

基本的には UN の算出方法なので、日本が出したいから出しているわけではなく、決められるものを払っているということですが、韓国も拠出金の順位がどんどん上がってきています。かつ、韓国は結構前向きにいろいろな活動をしています。ですから韓国と協力して、貢献を強めていくことは必要だと思います。

## アジアの法整備支援

**豊田** 赤根所長は、かつて法務省法務総合研究所の国際協力部長として、アジアの法整備支援に携わったと伺いました。アジアの法制度整備の現状をどう評価されていますか。

**赤根** 私が国際協力部長をしていたのは 2009 年から 2010 年ころで、それから状況はだいぶ変わっていると思いますが、先ほど申し上げたとおりアジアといっても広いので、いろいろな国があるわけです。日本が支援していたのは、基本的にはベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア、ミャンマー、ウズベキスタンなどの国々です。その国々の中でもかなりいろいろな国があります。

ベトナムやカンボジアは向こうからやってほしいということで協力しましたが、そのようなところはそれなりに改善されたのではないかと思います。ラオスなども法律的に発展を遂げたと思います。

アジア全般について支援に関わった国で共通で言えるのは、日本と比べて司法における汚職が多いことです。アフリカも知る限りでは同様です。西欧諸国でもないとは言えませんね。その点、日本の司法ほどきれいな司法はないと思います。日本の最高裁判所の裁判官が賄賂をもらったという話は聞いたことがないですから、その点はやはり日本が世界随一だと思います。

**豊田** ある意味で誇るべき所ですね。

**赤根** そうです。誇るべきだと思います。

## ICC で働くようになった経緯

**豊田** では、やや個人的な話を伺っていきますのでお許してください。赤根所長が、国際刑事裁判所で働くことになった経緯についてお話いただければと思います。

まず、単純な質問ですが、なぜ、ICC に関心を持ったのでしょうか。いろいろと読ませていただくと、アメリカ留学が転機と思われるのですが、どのような形で ICC に関心を持たれたのでしょうか。

**赤根** ICC ができたのが 2002 年で、私が留学したのは 1989 年です。そのときに ICC はありませんでした。

関心を持ったのは、実は ICC の裁判官選挙に出てみないかと法務省の上司から言われたときです。それから勉強し始めて、関心を持ちました。もともとそのようなことを目指して勉強していたのではないと言われる方が多いですけれども、実はそうではありません。

アメリカ留学が転機になったのは、例えば、それまでは日本の刑事司法が私にとって全てであって、これ以上良いものも悪いものもないというような意識を持っていたのですけれども、アメリカに行くと日本の司法と全く違うわけです。法律も違うし、運用も違う。そうすると、日本の良いところも見えるし、反対に他の国に良いところもある。もう少し広く視野を持たなければいけないという意味で、転機になったということです。

**豊田** 視野が広がったということですね。

**赤根** はい。

**豊田** それがすぐに ICC につながったわけではないですね。

**赤根** そうです。

**豊田** 上司から言われて、どう思われましたか。

**赤根** 最初はどうかと思いました。どうしてかという、選挙のためにいろいろな努力をしなければいけないからです。それはもちろん外務省が一生懸命やってくれますけれども、自分もいろいろな国に行って、私という候補者をプロモートするような行為をしなければいけません。

日本の検察官としてしか働いたことがないですし、英語の能力も含めて不安だったし、国際刑事裁判所があることは知っていましたが、自分が行くということを想定したことはなかったです。

ただ、上司が、今までは外務省出身の人が ICC の裁判官をやっていたけれど、今回は、検事が ICC の裁判官をやるかという話になった。あなたがやらなかったら、法務省で続く人はいない。だから、そのきっかけをつくってくれ、若い人のためなのだ、などと言われて、断れないと思いました。

**豊田** 立派な上司ですね。

**赤根** そうです。ある意味、私は上司が偉いと思いました。将来の若い人たちに繋げるという意味で、最初の人は大変かもしれないけれども道が 1 回できればそれほど大変ではなくるので、若い人たちが後に続くではないかということをおっしゃいました。

**豊田** 素晴らしいお話ですね。国際司法裁判所には、外務省から大使レベルの方が行かれましたね。

**赤根** 以前はそうでしたが、今は東京大学の教授だった方が行かれています。

**豊田** 私が見ていても、外務省の方で、国際機関に行けば大いに貢献されるだろう立派な方なのにも思っても、行かない方が多いです。経済産業省も進んでいく人が多いかというところも必ずしもそうではありません。そのような意味では、やはり赤根所長の上司が立派だという感じがします。

**赤根** もう一つ不安だったのは、9 年という任期です。私が選挙で当選した場合、61 歳から 70 歳までをオランダで過ごさなければいけない。これは非常に長いし、精神的にも負担だというのはありました。

男性で行ける人たちもいたと思います。私くらいの年でも英語がうまい人もたくさんいます。けれども、結局は私になりました。

私の場合は、若い人たちに元気を与えられるなら、行ってみようかと思いました。

**豊田** 若い法務省の方の ICC へのご関心は高まっていますか。

**赤根** おかげさまで若い人から非常に良い反応を頂いています。特に、優秀な検事などは、そのようなところに目を向けている人も何人かいます。今の若い人のほうが英語もうまいですし、そのような意味では期待しています。

**豊田** 素晴らしいことだと思います。

一般論として、国際機関における日本人が増えれば日本のためにも世界のためになるとおっしゃっていると思います。日本のためというのは分かるような気がしますけれども、世界のためとまでおっしゃっているのは、何かお感じになることがあるのでしょうか。

**赤根** 日本人は、他人のため、機関のために、一生懸命にやるんです。ICCにはわずか10人ぐらいの職員しかいませんけれども、本当に一生懸命働いて、得にもならないようなことまで仕事をして頑張る人が多いです。

**豊田** 素晴らしいですね。

**赤根** はい。本当にみんな素晴らしいです。努力して、実績を上げて、機関のためになろう、平和のためにも尽くそうという人が多いです。だから、日本人が増えたら機関も良くなるし、世界のためにもっと多くの仕事ができるのではないかと思います。

これは ICC だけではなくて、いろいろな国連機関の人を見ていても、何人か会う機会がありましたけれども、みんなすごく頑張っておられる。自分の地位や名誉だけではなくて、その機関の発展や、その機関がやるべき仕事に邁進している人が多いです。

たぶん、それは日本の教育の成すところで、日本にいと人口も多いし、自然資源にも恵まれないし、みんなで協力して社会を良くするという事に慣れていて、国際機関に入っても貢献できる人が多いです。そのような意味で日本人が入ればもっと良い仕事ができるのではないかと思います。

**豊田** 日本には組織を、うまくつくり上げていく良さがあるということですね。

**赤根** そうです。機能的にシステムを構築するとか、データの利用とか、日本人は地道に積み上げて着実に仕事を進めていきます。それから、やはり協調性を大事にします。

**豊田** それはよく分かるような気がします。今、お話を伺っていて、上司が推薦するようなことは結構重要ですね。

**赤根** その上司は非常に視野が広い方でした。国際的な仕事の経験者が見識を持って部下を指導していけるかというのも、これからの鍵になると思います。上司自体が広い視野を持

っていないと、「今は目の前にある仕事が大事だから、立派な人を外に出すわけにはいかない」という方向になってしまいます。だから、もっと長期的な展望を持てる上司がいないとそれは実現しません。

ただ、日本の法務省もそのような人たちがやはりいます。そのような人たちがこれからも続いていってくれることを期待しています。

**豊田** 本当に素晴らしいです。WTO でも、日本人は大きな貢献をしているのに、次長さえません。中国は次長を必ずとります。

能力がある人はたくさんいるし、外務省がもう少し応援してあげれば、私はいくらでも国際機関の幹部になれる人はいらっしやると思います。WTO の事務局長になってもおかしくないような人がいるのに、みんな遠慮してしまっています。

**赤根** 最近、財務省出身の若い官僚の方に会ったのですけれども、WTO にも行きたいと言っていました。そのような人たちもいるので、それこそ上司が後押ししてあげれば行くと思います。

**豊田** 何となく踏み切れないところを押してあげる何か、日本の場合は要りますね。

**赤根** あとは、今はいろいろな国内問題もあるので、近視眼的に見ると、優秀な人は日本に置いておきたい気持ちも分かります。ただ、その人をいったん国際機関に出して、また良いポストで国内に戻せば、さらに良いことがあるという視点を持っていただきたいです。

**豊田** 一般的に、今の若い日本人は留学もしない、海外にも行きたがらないと言われていますが、今のお話を伺うと、そうでない日本人の方もおられるようです。若くない人が、今の若い人は外に向いていないとよく言うのですが、赤根所長は何かお感じになっていることはありますか。

**赤根** 留学生も減っていると言われていています。私は ICC に行つて 6 年余りですが、その間に日本の裁判所は毎年 10 人前後をヨーロッパに留学で出しています。これはもちろん手を挙げさせて行かせるのだと思いますけれども、そのような人たちが自分たちで企画して勉強会を開いて、ICC の判例について聞いてみようということで、ICC に来て、勉強して帰っていくのです。そのような人たちを見ていると、捨てたものではないなと強く感じます。検察官でも海外にいる人がよく寄ってくれていろいろな話をしますけれども、同じく捨てたものではないという気持ちを持ちます。

私が ICC に行つてから、日本人のインターンになるべく取りたいと思うので、いろいろな学生さんを誘いましたが、最近そのようなことを言った相手が、ICC のインターンになりました。

海外へ行くこと自体にリスクだけを考えてしまってそれを断念してしまえば、どのような

別の世界が広がっているかを知らないことになります。もちろん大変なこともたくさんあるけれども、若い人の冒険心をかき立てるような刺激が必要というのも事実なのかなと思います。

**豊田** パワーのない国である日本がルールを求めて、あるいは法の支配を構築するために活躍すると、国内で言っても仕方がないので、外に行ってそれを外国の人と一緒に作り上げなくてはなりません。今、お話を伺っていると、インターンをなるべく多くしようとする人たちが引っ張り上げる何かが必要ですね。それができると、きっかけさえあれば意外と若い方々も活躍されるのではないのでしょうか。

**赤根** そう思います。若い人たちにも、昔の人と同じようにできる人、やる気のある人はいます。そのパワーを引き出す何か欠けているのかなという気がします。

**豊田** 私はむしろ、国が民間の人も含めた留学のための奨学金を大幅に増やすぐらいでないといけないのではないかと、個人的には思っています。

**赤根** 企業もいろいろなところに支店を持っていますし、若い人をどんどん派遣してしまうことも必要かなと思います。

海外に出る日本人が増えれば増えるほど、その中でいろいろな人が出てくると思っています。

## 法曹人からみた日本の強みと弱み

**豊田** また話が変わるのですがけれども、日本の法曹人としての日本の強みと弱みは何でしょうか。法の支配を強調している日本として、日本の法曹人としての強みを感じることはありますか。

**赤根** 日本の法律家は、明治維新以後、いろいろなことを西欧諸国から学びました。最初は大陸法系、次にイギリス法も学びました。戦後はアメリカ法を学んでいて、法律自体が混じった形になっているので、コモンローと大陸法系の勉強を自然にしているのです。かつ、日本の法教育は様々な点で優れていると思います。今は法科大学院ができて教育の方法は変わりましたがけれども、それでも法律家を育てるにあたっての教育はしっかりしていて、根本的な法の精神を法曹の人たちは身に付けています。

ですから、言語のハンディを除くと、海外に行ったときに法律家としては立派に働ける素地があります。そこは強みではないかなと思います。特に欧米の人々の中で、コモンロー系の人あまり大陸法系の人と協調できないのですが、日本人は大陸法系の考え方も分かるし、コモンロー系の考え方も分かるので、そこで何で対立しているかが分かります。ですから、法律家としてはうまくやっています。

**豊田** 柔軟性や視野の広さがあるということでしょうか？

**赤根** それもありますし、法とは何かということに対して、確たる理解があると思います。

**豊田** 逆に、弱みは。

**赤根** やはり積極性がないということです。あとは語学の問題です。私もそうでしたけれども、最初に ICC の裁判官になったときに、あまり発言しませんでした。会議でも、あまり手を挙げて自分の意見を言ったりしませんでした。そうすると、西洋人にとってみると、あの人は意見がないと判断されるのです。

私はそうではなくて、例えば A さんが自分と同じような意見を言っていたら、自分は言う必要がないから「A さんに同じ」という意見を言っていました。ところが、欧米の人からすると、A さんと同じだったら、その根拠を繰り返して言ったり、自分のフレーバーを付け加えて主張するのが海外流でした。そのことが分かってきたのは、数年経ってからです。

当初は一番に手を挙げることもなかったのですが、最近になってからは、まず一番に手を挙げようと努力するようになりました。そのようなところが弱いのではないかと思います。

**豊田** 講演会などで、ほとんどの日本人は質問をしようとしません。外国人はどんどんしますが。

**赤根** 講演の途中でも、外国人は質問しますね。

ところが今日、一橋大学で法律の人を中心として、70、80 人の学生さんを中心に講演をしてきたのですが、質問が途切れることはありませんでした。全部で 1 時間半で、「質問が多いと思うので話は短くしてください」ということで、私に対する紹介も含めて 40 分だけやって、残りは全部質問に充てました。そこでは非常に手応えを感じました。そのような意味でも、若い人も捨てたものではないと思いました。

**豊田** やはり教育の仕方なのでしょうか。

**赤根** そうだと思います。現在、ロースクールでは、議論をしましようという方向なので、それが少し実を結んできているかもしれません。

**豊田** それはいい話ですね。

## 女性の活躍について

**豊田** 赤根所長のロールモデルは、ヘレン・ケラーやキュリー夫人、そして、今日本のテレビドラマで有名になっている日本人女性弁護士第一号の三淵嘉子さんと伺いました。

**赤根** 三淵さんをロールモデルと言ったことはありません。私自身は知らないのです。ただ、伝記などを読みましたが、素晴らしい人だとは思いますが、読んで初めて、大変立派な人だと思います。

**豊田** ヘレン・ケラーもキュリー夫人も立派な方々だと思いますが、どのようにお感じでしょうか。

**赤根** 3人とも共通な点は、非常に多くの困難を乗り越えて偉業を成し遂げたところだと思います。これは、女性だからではなく、人間として素晴らしいと思います。

ヘレン・ケラーは、三重苦を乗り越えた奇跡の人だし、キュリー夫人のようにノーベル賞を2回もらうほどの業績を残す人はそんなにいません。ですから私は女性としてというよりは、いろいろな困難がありながらもそれを乗り越えて偉業を成し遂げたという意味で素晴らしいと思いました。

**豊田** 赤根所長ご自身が、女性であることから何か苦勞されたり、不利な点があったりしたことはありますか。

**赤根** 実はあまりなくて。うちの娘に言わせると、私は鈍感力で勝っているそうです。何か言われてもあまり気にしないところもあったかもしれません。高校から進学校に入って、進学校では男も女もないような教育だったし、大学は東京大学で周りほとんど男です。ですから、あまり気にしたことがないというのが実際のところですよ。

ただ、遠い親戚、あるいは父の会社の人などは、「女でそんなところに行ってどうするんだ」というようなことを言っていたようですけども、親もあえては言いませんでした。親も、女だからこうしたほうが良い、こうしないほうが良いというよりは、今の社会からしたら法律家になったほうが女性の場合は得だというような判断はしていました。女だからやめておけという言い方はしなかったもので、あまり困難はありませんでした。

検察庁に入ってから、あまりにも女性が少なかったもので、かえって大事にされて、私としてはあまりそれで苦勞したことはありません。むしろ、検察庁の人からは本当にいろいろな意味で示唆を受けたことが多かったですよ。

例えば、検事になってから7年ぐらい経ったときに、私は勝手にアメリカの財団がやるスカラシップに応募して、検察庁が推す留学ではなく、勝手に行こうとしたのです。その試験に受かりそうだというときに、さすがに途中で上司に相談し、「私は検察官を辞めたほうが良いのか」という話をしました。

そうしたら上司に「ちょっと待て。本省に掛け合ってみる」と言われて、本省の方には休職したらということ、2年の休職をすることができました。そして、帰ってきたら、2年間仕事から離れていたにもかかわらず、元と同じような待遇にいただいたのです。ですから、ある意味で広い心を持った幹部の方がおられたのだと私は思います。

**豊田** 先ほどのお話を伺って、ICC を勧めた上司がおられたし、今のように休職してでも行った方がいいのではという方もいて、本当に立派な方が多いですね。

**赤根** そうです。私はむしろ女性が少なかったから、ある意味でメリットがあったと思うし、そのときの上司の気持ちを慮ると、2 年留学して辞めてしまうかもしれないけれども、ある意味での投資なので、広い心を持って何人かに投資していけば、誰かは大成するかもしれない。そのくらいの気持ちを持たなければ駄目だという上司だったのではないかと想像します。私はそれで検察にも長くいたと思っています。

### 「法の支配」への日本の貢献を強化するためには

**豊田** 本当にいいお話をありがとうございます。最後に、「法の支配」への日本の貢献という視点から見て、日本としてこれをすべきと、強調しておきたいことがございましたら、仰ってください。

**赤根** 日本の法整備の問題で、いろいろな点で遅れています。例えばローマ規程には、いわゆる戦争犯罪、人道に対する罪などが規定されていますが、日本にはそのような罪は法律上はありません。刑法上の殺人、あるいは強姦といったもので一応カバーできるというのが日本政府の答えですけれども、戦争犯罪というのは、武力紛争が起きている最中にそれに関係して起こす殺人なのです。広い視野で広い犯罪を捉えようとするものですが、日本の場合は殺人しかない。そうするとその人が誰を殺したかという小さいところに焦点を置かなければいけないという法制度なのです。

問題は、日本はジェノサイド条約に入っていないです。ですから、ジェノサイドという言葉は日本には法律上ありません。ジェノサイド罪はないのです。

法の支配と言うからには、そのような法律が日本にもあって、どこかでジェノサイドがあったら国際協力として、日本からのその分野の専門の法律家も参加して、法律判断を考えましょうという動きになるべきですが、法律がないのでそのようにはならないわけです。また、例えば今、近隣諸国での有事に備えて、自衛隊を増強しなければいけないのではないかという議論があると思いますけれども、では日本に難民がたくさん来たときに、難民の中に戦争犯罪人が混じっていたらどうなるのかという議論はなされないわけです。

ですけれども、そのようなことが起きないとも言えない。そのときに日本はどうやって法律で対処するのかということを知りたいのです。他の国をジェノサイドが襲ったときに手伝おうという気がないということです。

**豊田** ジェノサイド条約には何カ国が入っているのですか。

**赤根** 153 カ国です。主要国で入っていないのは日本だけです。

## 最後に — ICC が直面する問題

**赤根** 最後に私から一つ話したいことがあります。

イスラエルとの関係について、アメリカはもちろんイスラエル寄りなので、ICC に対して法的な制裁、経済制裁を行おうとする一部の議員の動きがあります。そのような議員を中心として、下院だけですけれども、ICC 制裁法と言える、ICC だけをターゲットにした法律が通ってしまったのです。上院は今のところ通るかどうかわかりませんが、通ってしまえば、仮に大統領が署名すると、その後、大統領が指名 (designate) した人が制裁の対象になります。

基本的にはアメリカにあるその人の財産凍結や、取引禁止、その人のアメリカへの入国が禁止されますけれども、二次的制裁が間接的に協力したのものにも科される可能性があるという法案なので、そうすると何が起きるかが心配なのです。

アメリカは金融の世界を支配していて、アメリカの銀行と取引をしないヨーロッパの銀行はありません。そうすると、アメリカに口座はないけれども、オランダには口座がある ICC の職員がいるとすると、オランダの銀行がその人と取引をすると、間接的にアメリカの銀行とつながっているので、二次的な制裁の対象になることがあります。

このことから、ヨーロッパにある銀行が過剰反応して「ICC の職員とは取引しません」ということになる。さらには ICC に対する間接的な協力になるということで、ICC 全体に対しての制裁とほぼ同じような結論になって、ICC の口座自体が凍結されてしまう可能性があるのです。そうすると、ICC の業務はすべて止まってしまいます。今、そのような危険があります。

それを何とか防止しなくてはいけないので、私たちは今、一生懸命に、日本政府にも働き掛けているし、締約国にいろいろな機会に語りかけて、アメリカに対してそれは理不尽な制裁なのでやめてくれと伝えてもらうようにしているのです。

**豊田** それは困りますね。大統領選挙の結果、議会構成によっては、その制裁法ができてしまう可能性がありますね。

**赤根** 下院は共和党が多かったので、わずか2日で成立しました。

もちろん、アメリカがイスラエルと近いのは分かるのですが、それは政治的な意味であって、私たちは法的手続きに則った個人に対する処罰を目指しているだけで、国家としてのイスラエルに敵対しているわけではありません。そこを理解していただきたいと思っています。

常識的な人であれば、ICC のやっていることには反対でも、そこを潰そうという動きにはならないけれども、政治家の一部に違う考えの人たちがいるものですから、そこが大きな懸念材料になっています。

私たちは単なる法律家ですので、政治の世界に介入するわけではありません。そして、アメリカに敵対しているわけでもない。とにかく、法律にしたがって動いているだけなので、そこはご理解いただきたいと思います。

**豊田** よく分かります。このようなお話を多くの外国人のみならず日本人にも読んで頂きたいと思います。

**赤根** 法の下での正義の追求は、たとえ政治的な状況がそれに反対であっても尊重されるべきだという意味です。

**豊田** 本当にいいお話をありがとうございました。

(注) このインタビューの後、よく知られているように、プーチン大統領はモンゴルを公式訪問した。モンゴルは ICC の締約国であり、ICC 規程がプーチンに戦争犯罪の逮捕状を出しているにも拘わらず、両国が事前にプーチンを逮捕しないことで合意していた、と思われる。報道によれば、ICC 規程では、逮捕状は加盟国の協力義務に従って執行されることになっており、ICC 規程に基づき、ICC は、モンゴルが ICC の協力要請に応じず、ICC 規程の規定に反してモンゴルがプーチンを逮捕／引き渡さなかったかどうかを決定することができる。ICC は 10 月末 (2024 年)、その決定を下し、この問題を締約国会議に付託したとのことである。

(Japan SPOTLIGHT 編集部)

(了)

#### インタビューアー

豊田正和：1973 年通商産業省（現・経済産業省）入省。OECD 国際エネルギー機関勤務を含め、通商・エネルギー・環境などの分野で幅広い経験を積む。2010 年日本エネルギー経済研究所（IEEJ）理事長、2021 年国際経済交流財団（JEF）会長に就任。